

行政文書公開拒否決定通知書

平塚市指令第524号
令和7年9月12日



平塚市長 落合 克宏 印

令和7年8月28日付けで公開請求のありました行政文書の公開については、次のとおり公開を拒否することに決定しましたので通知します。

(教示)

* この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、平塚市（平塚市を代表するものは平塚市長）以下同じ。）を被告として、横浜地方裁判所に提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

公開請求に係る行政文書の内容 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における国からの交付金についての以下の行政文書。 2.平塚市と国土交通省の間でなされた協議、打ち合わせ、交渉等の一切の記録及び資料 3.平塚市と平塚 Seaside Park 共同事業体の間でなされた協議、打ち合わせ、交渉等の一切の記録及び資料 4.交付決定通知および添付資料の一切
行政文書の公開を拒否する理由 (理由) 請求があった内容の行政文書は不存在のため。
上記理由がなくなる時期（明記することができる場合のみ記入してあります。）
主管課 都市整備部 みどり公園・水辺課 公園整備担当 電話番号 0463(23)1111 内線2516

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

7平み第211号
令和7年9月12日

平塚市長 落合 克宏

印

令和7年8月28日付けで公開請求がありました行政文書の公開については、条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長しましたので通知します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容

湘南海岸公園龍城ケゾーン整備・管理運営事業における国からの交付金についての以下の行政文書。

1. 平塚市と神奈川県の間でなされた協議、打ち合わせ、交渉等の一切の記録及び資料
5. 交付申請書類の一切（具体的には今回交付決定された1億3698万700円分の申請書類。また、存在すれば当初の約15億7千万円にかかる申請書類も併せて）

条例第10条第1項の規定による決定期間

令和7年8月28日から令和7年9月12日 まで

決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限

令和7年10月27日 まで

決定期間を延長する理由

- ・文書の特定に時間を要するため。

主管課

都市整備部 みどり公園・水辺課 公園整備担当

電話番号 0463（23）1111 内線2516